

重要事項説明書

医療法人 宝山会

介護付有料老人ホーム なら八条

重要事項説明書

(1) 事業主体概要

事業主体名	いりょうほうじん ほうざんかい 医療法人 宝山会
代表者名	理事長 小南 香恵子
所在地	大阪府岸和田市土生町5丁目11-16

(2) 施設概要

施設名	いりょうほうじん ほうざんかい かいごつきゆうりょうろうじんほむ ならはちじょう 医療法人 宝山会 介護付有料老人ホーム なら八条
施設の種類及び表示事項	類型 *介護付有料老人ホーム (混合型) 居室の権利形態 *賃貸方式 居室区分 *全室完全個室 介護に関する職員体制 *3 : 1 = (入所者) : (職員)
介護保険の指定居宅サービスの種類	(介護予防) 特定施設入所者生活介護
施設長名 (施設の管理者)	管理者 小南 香恵子
開設年月日	平成 23 年 6 月 1 日
所在地・電話番号	〒630-8145 奈良市八条五丁目489-1 ・ 0742-36-9000
交通の便	バス *奈良交通バス 柏木町南バス停より徒歩10分 乗用車 *国道24号線柏木町南交差点より2分
敷地概要	医療法人 宝山会 用地 24,747㎡ うち 4,695㎡
建物概要	延べ床面積 3,723.72㎡ 構造 鉄骨ALC造 5階建て
居室 (介護居室) の概要	介護居室56部屋 一部屋あたり18.0㎡ ナースコール・エアコン・洗面・ウォシュレット付トイレ・クローゼット
浴室、食堂の概要	食堂3室 / 介助浴室3室 / 一般浴室3室 (2階～4階)
共用施設概要	共用施設 ホール / 相談室 / 食堂 / 介助浴室 / 一般浴室 機能訓練室 / 洗濯室 / 健康管理室 / 一般介護室 設備関係 エレベーター 1基 / 階段 2箇所
緊急通報装置 安否確認	介護居室・居室内トイレ・一般浴室・共用トイレにナースコール 設置。夜間は介護職員1名以上

(3) 利用料

費用の納入方法		支 払 方 法 自動引落とし 又は 銀行振込み 振込先/支店/口座 三井住友銀行 堺支店 普通7670646 	
---------	--	--	--

(4) サービスの内容

月額利用料に含まれるサービス (介護サービス費を除く)	食 事 *1日3食(医師の食事箋に基づく対応食及び行事食を含む) 生 活 *事務管理/共用施設の管理 居室床・トイレ床・洗面・トイレ清掃・ゴミ回収(基本週2回) 来訪者・宅配・郵便物の取次対応 館内行事・レクリエーション実施 健康管理 *看護師による健康相談 看護師・ケアワーカーによる健康状態の把握
提供する介護サービスの内容	排泄・入浴・身体介護サービス等
上記以外の別添費用負担の必要なサービスとその利用料	“月払い費用及び使用料一覧表”参照
金銭出納管理に関する管理体制	事務管理部門のもと、他事業者への支払いは施設での立替とし月額利用料と共に指定の口座より引落とし致します。

(5) 職員体制

		職 員 数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数
				自立者対応	
従 業 員 の 内 訳	施 設 長	1	-	-	2
	生活相談員	1			
	介護職員	16	16.0		
	看護職員	3	3.0		
	機能訓練指導員	1	-		
	計画作成担当者	1	-	-	
	栄養士	1	-	-	(委託業者)
	調理員	5	-	-	(委託業者)
	事務職員	1	-	-	
	清掃職員	1	-	-	
合計		30			
常勤換算方法の考え方		常勤の従事者が月に勤務すべき時間数（128時間）で割る			
従業者の勤務体制の概要		事務室は 9：00～17：00の間対応します。 介護職員 早番 6：00～14：00 日勤 9：00～17：00 遅番 11：00～19：00 夜勤 16：30～ 9：30 その他の職員 9：00～17：00			

(6) 医療

協力医療機関と嘱託医	医療法人 宝山会 奈良小南病院 奈良市八条5丁目437-8 診療科目 ＊内 科 ＊外 科 ＊放射線科 ＊リハビリテーション科 なら三条歯科クリニック 奈良市大宮町2-1-6 診療科目 ＊歯 科 （歯科治療・口腔ケア）
入所者が医療を要する場合の対応	医療法人 宝山会 奈良小南病院

(7) 苦情処理

苦情解決の体制	介護付有料老人ホーム なら八条 （1F事務所・2Fケアステーション） 担当：施設長・ケアマネージャー・看護師・生活相談員 住所 奈良市八条五丁目489-1 電話 0742-36-9000
	奈良市福祉部 介護福祉課 住所 奈良市二条大路南1丁目1番1号 電話 0742-34-5422
	奈良県国民健康保険団体連合会 施設苦情係 住所 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館内5階 電 話 0744-29-8326 FAX 0744-29-8322
損害賠償	当施設に過失がある場合は誠意をもって対応いたします。

(8) 身元保証人（連帯保証人）等

身元引受人（連帯保証人の義務）	*身元保証人（連帯保証人）が一人必要です。 *利用料の支払いについては、入所者と連帯して債務を負うこととなります。 *入所者の心身・健康状態に変化があった場合、その対応方法について施設から相談を受ける役割を担います。 *入所契約が解除された場合、お荷物をお引取り頂くこととなります。
-----------------	---

(9) 退去

契約の解除	*解約の申し入れは退所の1ヶ月前に担当ケアマネジャーへ伝え、契約解除届を提出して下さい。 *入所契約締結日より90日以内の解約であれば1ヶ月間の予告期間を置かず無条件に契約解除届をもって解約することができます。 *入所者が死亡した場合、施設が事実を認知した時点から14日をもって解約となります。 *契約解除届を提出せずにご退去された場合、その事実を事業者が知った日より1ヶ月目をもって解約となります。 *以上精算方法は契約書第32条をご覧ください。
-------	--

月払い費用及び使用料一覧表

内 容	料 金
家 賃	重要事項説明書 利用料（３）に記載
管 理 費	重要事項説明書 利用料（３）に記載
食 費	朝食 ３６０円 昼食 ６６０円 夕食 ６６０円 食事のキャンセル・・・２日前の午後３時までに } 当施設にご連絡 食事の再開・・・・・・・・・・１日前の午後３時までに } 下さいませ。 ※キャンセルについて期日までにご連絡が無い場合は料金が発生致します。 ※再開について再開前日までにご連絡がない場合はお食事のご用意は致しかねます。
光 熱 費	６～９月と１１月～２月 ６,０００円/月 ・ ３～５月と１０月 ３,０００円/月
上記以外の費用	＊外来/訪問診療/お薬/歯科等の医療費の自己負担分 ＊介護保険一部負担金 ＊健康診断書料 ３,０００円/回 ＊ベッド寝具リース費用 ３,０００円/月 ＊業者からの介護用品及び用具（車椅子・歩行器等）の購入費 ＊洗濯代 ６６０円/ネット（乾燥機 １００円） ＊散髪代 １,０００円～１,５００円 ＊オムツ代/日用品/雑貨/補助食品/電話(私用) 自費 ＊消耗品費(電球・蛍光灯・電池等) ＊おやつ代 ３,０００円（３０日換算） ＊誕生日会費５００円(ケーキ含む)
体 験 入 所	６,３００円/泊（３食付） 最大３泊４日までの体験入所が可能となっております。

修繕項目と費用負担

入所契約書第２０条３項に規定する居室内における軽微な修繕について、その修繕項目とその費用負担は下記の通りです。

修繕項目	施設費用負担	入所者の費用負担（実費）
１．窓ガラスの取替え ２．照明器具の取替え ３．内装用クロスの張替え ４．水回りの修繕 ５．その他軽微な修繕	入所者の故意・過失によらず必要となった修繕に要する費用を負担	入所者の故意・過失により必要となった修繕に要する費用の負担 退居時のルームクリーニング費用 １９,８００円（変動有）含む
６．害虫駆除	施設全体のゴキブリ・ねずみ駆除の費用負担	蚊・ハエ等居室に限られた場合の費用負担

入所者氏名

説明年月日

令和

年

月

日

説明受者署名

印

介護保険を利用した場合の本人負担 1割

介護保険給付分のサービスは、費用の1割分のみをご本人が負担することになります。

有料老人ホームでの「特定施設入居者生活介護(介護予防含む)」を利用される場合、介護保険から支払われる介護報酬額及び本人負担額は次のようになっています。介護報酬は、短期の外泊や入院などの期間は除いて計算されることになります。

	介護報酬	本人負担額 (30日)	介護報酬	本人負担額 (31日)
要支援1	65,227 円	7,248 円	67,316 円	7,480 円
要支援2	105,674 円	11,742 円	109,113 円	12,124 円
要介護1	176,920 円	19,658 円	182,733 円	20,304 円
要介護2	197,772 円	21,975 円	204,270 円	22,697 円
要介護3	219,548 円	24,395 円	226,777 円	25,197 円
要介護4	239,772 円	26,642 円	247,674 円	27,520 円
要介護5	261,234 円	29,026 円	269,849 円	29,984 円

※ (報酬単価1単位=10.27円)

2番館が算定している加算 ※改定あり。体制が整い次第随時、加算は追加させていただきます。

	特定施設 処遇改善 加算Ⅱ	30日	31日
要支援1		767 単位	792 単位
要支援2		1243 単位	1284 単位
要介護1		2,081 単位	2,150 単位
要介護2		2,327 単位	2,403 単位
要介護3		2,583 単位	2,668 単位
要介護4		2,821 単位	2,914 単位
要介護5		3,073 単位	3,175 単位

	単位数	30日	31日
特定施設生活機能向上連携加算Ⅱ2	100単位/月	100 単位	100 単位
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	360 単位	372 単位
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	20 単位	20 単位
特定施設サービス提供体制加算Ⅲ	6単位/日	180 単位	186 単位
協力医療機関連携加算Ⅰ	100単位/月	100単位/月	100単位/月
特定施設科学的介護推進体制加算	40単位/月	40 単位	40 単位

個人加算 ※下記の加算は対象者のみ算定

	単位数	30日	31日
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	3,600 単位	3,720 単位
退院/退所時連携加算	30単位/日	900 単位	930 単位
※入居から30日以内に限る			

介護保険を利用した場合の本人負担 **2割**

介護保険給付分のサービスは、費用の2割分のみをご本人が負担することになります。

有料老人ホームでの「特定施設入居者生活介護(介護予防含む) 」を利用される場合、介護保険から支払われる介護報酬額及び本人負担額は次のようになっています。介護報酬は、短期の外泊や入院などの期間は除いて計算されることになります。

	介護報酬	本人負担額 (30日)	介護報酬	本人負担額 (31日)
要支援1	57,980 円	14,495 円	59,837 円	14,959 円
要支援2	93,933 円	23,483 円	96,989 円	24,247 円
要介護1	157,262 円	39,315 円	162,430 円	40,607 円
要介護2	175,797 円	43,949 円	181,573 円	45,393 円
要介護3	195,154 円	48,789 円	201,579 円	50,394 円
要介護4	213,131 円	53,282 円	220,155 円	55,038 円
要介護5	232,208 円	58,052 円	239,874 円	59,968 円

※ (報酬単価1単位=10.27円)

2番館が算定している加算 ※改定あり。体制が整い次第随時、加算は追加させていただきます。

	特定施設 処遇改善 加算Ⅱ	30日	31日
要支援1		767 単位	792 単位
要支援2		1243 単位	1284 単位
要介護1		2,081 単位	2,150 単位
要介護2		2,327 単位	2,403 単位
要介護3		2,583 単位	2,668 単位
要介護4		2,821 単位	2,914 単位
要介護5		3,073 単位	3,175 単位

	単位数	30日	31日
特定施設生活機能向上連携加算Ⅱ2	100単位/月	100 単位	100 単位
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	360 単位	372 単位
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	20 単位	20 単位
特定施設サービス提供体制加算Ⅲ	6単位/日	180 単位	186 単位
協力医療機関連携加算Ⅰ	100単位/月	100単位/月	100単位/月
特定施設科学的介護推進体制加算	40単位/月	40 単位	40 単位

個人加算 ※下記の加算は対象者のみ算定

	単位数	30日	31日
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	3,600 単位	3,720 単位
退院/退所時連携加算	30単位/日	900 単位	930 単位
※入居から30日以内に限る			

介護保険を利用した場合の本人負担 **3割**

介護保険給付分のサービスは、費用の3割分のみをご本人が負担することになります。

有料老人ホームでの「特定施設入居者生活介護(介護予防含む)」を利用される場合、介護保険から支払われる介護報酬額及び本人負担額は次のようになっています。介護報酬は、短期の外泊や入院などの期間は除いて計算されることになります。

	介護報酬	本人負担額 (30日)	介護報酬	本人負担額 (31日)
要支援1	50,732 円	21,742 円	52,357 円	22,438 円
要支援2	82,191 円	35,225 円	84,866 円	36,371 円
要介護1	137,604 円	58,973 円	142,126 円	60,911 円
要介護2	153,823 円	65,924 円	158,876 円	68,090 円
要介護3	170,760 円	73,182 円	176,382 円	75,592 円
要介護4	186,489 円	79,924 円	192,636 円	82,558 円
要介護5	203,182 円	87,078 円	209,890 円	89,952 円

※ (報酬単価1単位=10.27円)

2番館が算定している加算 ※改定あり。体制が整い次第随時、加算は追加させていただきます。

	特定施設 処遇改善 加算Ⅱ	30日	31日
要支援1		767 単位	792 単位
要支援2		1243 単位	1284 単位
要介護1		2,081 単位	2,150 単位
要介護2		2,327 単位	2,403 単位
要介護3		2,583 単位	2,668 単位
要介護4		2,821 単位	2,914 単位
要介護5		3,073 単位	3,175 単位

	単位数	30日	31日
特定施設生活機能向上連携加算Ⅱ2	100単位/月	100 単位	100 単位
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	360 単位	372 単位
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	20 単位	20 単位
特定施設サービス提供体制加算Ⅲ	6単位/日	180 単位	186 単位
協力医療機関連携加算Ⅰ	100単位/月	100単位/月	100単位/月
特定施設科学的介護推進体制加算	40単位/月	40 単位	40 単位

個人加算 ※下記の加算は対象者のみ算定

	単位数	30日	31日
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	3,600 単位	3,720 単位
退院/退所時連携加算	30単位/日	900 単位	930 単位
※入居から30日以内に限る			

加算給付 同意書

※報酬単価1単位＝10.27円 小数点以下切り上げ

①生活機能向上連携加算Ⅱ (生活介護・介護予防)

1月に100単位算定： $100\text{単位} \times 10.27\text{円} = 1,027\text{円}$

例) 1割負担の方 103円の負担となります。

外部医療機関（同法人内の病院可）の理学療法士や作業療法士、医師が2番館を訪問し、生活レベルの維持向上に繋がるよう2番館職員と連携を図り機能訓練を行う場合に算定します。

②個別機能訓練加算Ⅰ (生活介護・介護予防)

1日につき12単位算定： $12\text{単位} \times 30\text{日} = 360\text{単位} \times 10.27\text{円} = 3,697\text{円}$ （30日換算）

例) 1割負担の方 370円の負担となります。

専従常勤の看護師/柔道整復師等を1名配置し、左記の職員以外にも介護職員/生活相談員/その他の職員のものが協力し計画的に機能訓練を行っている場合に算定します。その際にケアプラン又は個別機能訓練計画書を作成し、3ヶ月に1度本人又はご家族様へ内容のご説明をし、記録をして行きます。

生活リハビリもこの対象となり、当施設では毎日行っております。

生活リハビリとは、残存機能の維持を目的としたリハビリ体操や当施設で行うレクリエーションもその一つです。

個別機能訓練計画書に基づき個別機能訓練を行う為の管理期間に係る加算です。

③個別機能訓練加算Ⅱ (生活介護・介護予防)

1月に20単位算定： $20\text{単位} \times 10.27\text{円} = 205\text{円}$

例) 1割負担の方 21円の負担となります。

個別機能訓練加算Ⅰの取り組みに加え、計画等の情報を厚生労働省に提出(LIFEの活用)し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、計画に基づく個別機能訓練の実施、評価、評価結果を踏まえた計画の見直しや改善の一連のサイクルによりサービスの質の管理を行うこと。

④サービス提供体制加算Ⅲ (生活介護・介護予防)

1日につき6単位算定： $6\text{単位} \times 30\text{日} = 180\text{日} \times 10.27\text{円} \rightarrow 1,848\text{円}$ (30日換算)

例) 1割負担の方 185円の負担となります。

全職員に対する介護福祉士の資格保有者が全体の50%～60%以上又は勤続年数3年以上の常勤職員が全体の3割以上雇用されていること。

⑤協力医療機関連携加算Ⅰ (生活介護・介護予防)

1月に100単位算定： $100\text{単位} \times 10.27\text{円} = 1,027\text{円}$

例) 1割負担の方 103円の負担となります。

入居者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めておくこと。新興感染症の診療等行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること。

歯科医療の確保の観点からあらかじめ協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。

⑥科学的介護推進体制加算 (生活介護・介護予防)

1月に1回40単位算定： $40\text{単位} \times 10.27\text{円} = 410\text{円}$

例) 1割負担の方 41円の負担となります。

科学的介護情報システム (LIFE) へのデータ提出とフィードバック情報の活用により介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するために、新設された加算。

⑦看取り介護加算Ⅱ (生活介護・介護予防)

死亡日45日前～31日前 572単位/日

死亡日30日前～4日前 644単位/日

死亡日前々日・前日 1,180単位/日

死亡日 1,780単位/日

看取り介護加算Ⅰ

・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。

・看取りに関する協議等の場の参加者として、生活相談員を明記する。

看取り介護加算Ⅱ

・看取り介護加算Ⅰの要件に加え、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること。

⑧若年性認知症入居者受入加算 (生活介護・介護予防)

1日につき120単位算定： $120\text{単位} \times 30\text{日} = 3,600\text{単位} \times 10.27\text{円} = 36,972\text{円}$

例) 1割負担の方 3,698円の負担となります。 (30日換算)

45歳～65歳までの方。

受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めること。

⑨栄養スクリーニング加算 (生活介護・介護予防)

6ヶ月に1回5単位算定： $5\text{単位} \times 10.27\text{円} = 51.3\text{円}$

例) 1割負担の方 6円の負担となります。

管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員（ケアマネージャー）に栄養状態に係る情報を文書で共有すること。

⑩退院/退所時連携加算 (生活介護・介護予防)

1日につき30単位算定： $30\text{単位} \times 30\text{日} = 900\text{単位} \times 10.27\text{円} = 9,243\text{円}$ (30日換算)

例) 1割負担の方 925円の負担となります。

医療提供施設（同法人内の病院可）を退院・退所した者を受け入れ、病院との連携を図る。

※⑦ ⑧ ⑨ ⑩ の加算は対象者のみ算定。

上記内容について同意致します。

令和 年 月 日

⑩

契約書

生活機能向上連携加算

「自立支援・重度化防止」を推進し、入所者様のリハビリニーズに応えるため、外部のリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師等）が当施設を訪問し、当施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成します。

機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員その他職種の者が協働して当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施致します。

上記内容通り連携を図り維持向上に努めます。

令和 年 月 日

医療法人 宝山会 奈良小南病院

医 師 野 浦 素 ⑩

医療法人 宝山会 奈良小南病院

理学療法士 牛 尾 誠太郎 ⑩

医療法人 宝山会 奈良八条2番館

施設管理者 小 南 香恵子 ⑩

上記内容について同意致します。

令和 年 月 日

入所者様又はご家族様

⑩

医療法人 宝山会 介護付有料老人ホーム なら八条2番館

夜間看護体制及び重度化対応に係る指針

I 夜間看護・重度化対応の考え方

介護付有料老人ホームなら八条の入所者様は複数の疾患を持ちADLの低下と夜間の疾患の再発と急変により治療状態になっていく可能性が大きく、医療ニーズの高い入所者様が、自分らしい生活を送る為の夜間看護体制の確保が必要と考える。

II 夜間看護連絡体制及び重度化対応の体制として

1 医療との連携体制

当事業所は、同一法人(医療法人 宝山会 が同一敷地・同一建物内に設置した)奈良小南病院を協力医療機関としている。

入所者様の健康管理を目的として、24時間体制で居室に設置された緊急連絡装置の対応等の業務を行っている。

2 看護職員の体制

なら八条では、常勤の看護師を配置して看護責任者を定め、日常的な健康管理を行う。

(1) 夜間緊急時についても、居室に設定された緊急連絡装置、及び入所者様が直接体調不良を訴えた場合、又は夜勤の介護職員の観察により入所者様の体調不良が認められた場合、担当看護師による居室訪問を行い、状況に応じて医師の往診、夜間受診、緊急入院等の対応を行っている。

(2) 夜間帯は状況に応じて担当看護師が入所者様の経過観察の為、居室訪問を実施している。

(3) なら八条で対応できる医療行為

なら八条では、看護師の体制や業務量等を勘案すると軽度な医療ニーズ(インシュリン・24時間を要しない点滴等)に限定される。24時間常時医療行為が必要な重度化した入所者様は奈良小南病院入院にて対応する場合もある。

上記内容について同意致します。

令和 年 月 日

⑩

【緊急時の対応】

サービス提供時に入居者様の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合は医療機関（小南病院）及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じます。

【事故発生時の対応】

入居者様が、サービス提供により事故が発生した際には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じます。また速やかに入居者様の家族及び市町村等に連絡します。

事故発生状況及び事故の処置の内容は記録保存致します。

サービス提供により賠償すべき事故が発生には、損害賠償を速やかに行います。ただし施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

【非常災害対策】

施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、年2回の訓練等を実施します。

【守秘義務】

当施設は、個人情報規定に基づき業務上知り得た入居者様、家族様の個人情報等秘密を漏らすことのないよう厳守します。

【ハラスメント】

職員、他の入所者様に対する身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメントの禁止行為において、職員、他の入居者様に危害が生じ、その危害の発生を防止することが著しく困難なときは、当施設から入所契約の解除をすることが出来る。